

環境物品等の調達の推進を図るための方針

平成23年4月
独立行政法人国際交流基金

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、平成23年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

I. 特定調達物品等の平成23年度における調達の目標

平成23年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成23年2月4日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目毎に判断の基準を満たすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

また平成20年3月28日に全部改定された京都議定書目標達成計画等も十分考慮しながら環境物品等の調達を行うこととする。

1. 紙類

コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラー プリンター用塗工紙 塗工されていない印刷 用紙 塗工されている印刷用 紙 トイレットペーパー ティッシュペーパー	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

2. 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印 定規 トレー 消しゴム ステープラー (汎用型) ステープラー (汎用型以外) ステープラー針リムーバー 連射式クリップ (本体) 事務用修正具 (テープ) 事務用修正具 (液状) クラフトテープ 粘着テープ (布粘着) 両面粘着紙テープ 製本テープ ブックスタンド ペンスタンド クリップケース はさみ マグネット (玉) マグネット (バー) テープカッター パンチ (手動) モルトケース (紙めくり用) スポンジケース 紙めくりクリーム 鉛筆削 (手動) OAクリーナー (ウエットタイプ) OAクリーナー (液タイプ)	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

ダストブロワー レターケース メディアケース マウスパッド OAフィルター（枠あり） 丸刃式紙裁断機 カッターナイフ カッティングマット デスクマット OHPフィルム 絵筆 絵の具 墨汁 のり（液状）（補充用を含む。） のり（澱粉のり）（補充用を含む。） のり（固形） のり（テープ） ファイル バインダー ファイリング用品 アルバム つづりひも カードケース 事務用封筒（紙製） 窓付き封筒（紙製） けい紙 起案用紙 ノート タックラベル インデックス パンチラベル 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用レーザー 額縁 ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機（手動）	
--	--

名札（机上用） 名札（衣服取付型・首下げ型） 鍵かけ（フックを含む） チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド	
--	--

3. オフィス家具等

いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

4. OA機器

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機	23年度に購入する物品及び23年度より新たにリース契約を行うものの調達目標は100%とし、全体としての調達目標も100%とする。
電子計算機	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
プリンタ プリンタ／ファクシミリ兼用機 ファクシミリ	23年度に購入する物品及び23年度より新たにリース契約を行うものの調達目標は100%とし、全体としての調達目標も100%とする。
スキャナ 磁気ディスク装置	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
ディスプレイ シュレッダー デジタル印刷機	23年度に購入する物品及び23年度より新たにリース契約を行うものの調達目標は100%とし、全体としての調達目標も100%とする。
記録用メディア 一次電池又は小型充電式電池 電子式卓上計算機 トナーカートリッジ インクカートリッジ	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

掛時計 プロジェクタ	
---------------	--

5. 携帯電話

携帯電話 PHS	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
-------------	--------------------------

6. 家電製品

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 電気便座 テレビジョン受信機 電子レンジ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

7. エアコンディショナー等

エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
-------------------------------------	------------------------------

8. 温水器等

ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

9. 照明

蛍光灯照明器具 LED 照明器具 LED を光源とした内照式表示灯 蛍光ランプ（直管型：大きさの区分 40 形蛍光ランプ） 電球形状のランプ	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
--	-------------------------------

10. 自動車等

自動車、ETC対応車載器、カーナビゲーションシステム、一般公用車用タイヤ、2サイクルエンジン油：調達の予定はない。

11. 消火器

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

12. 制服・作業服

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

なお、ポリエステル繊維を使用した製品の調達の際の判断基準は、基本方針の判断基準に加え、再生ポリエステル、未利用繊維及び反毛繊維の合計重量が製品全体重量比で50%以上であることとする。

13. インテリア・寝装寝具

カーテン 布製ブラインド タフテッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん ニードルパンチカーペット ト 毛布 布団 ベッドフレーム マットレス	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
--	--------------------------

14. 作業手袋

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

15. その他繊維製品

集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
---	--------------------------

16. 設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム、燃料電池、生ゴミ処理機、節水機器、日射調整フィルムの6品目）

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

17. 防災備蓄用品

ペットボトル飲料水 缶詰 アルファ化米 乾パン レトルト食品等 毛布 作業手袋 テント ブルーシート 一次電池 非常用携帯燃料	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
---	--------------------------

18. 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材・建設機械を使用する場合は、原則として、基本方針に定める判断の基準を満足するものを使用するものとする。なお、目標の立て方については、今後、実績の把握を進める中で検討するものとする。

19. 役務

省エネルギー診断	調達の予定はない。
印刷 食堂	調達目標は100%とする。
自動車専用タイヤ更正	調達の予定はない。
自動車整備	調達目標は100%とする。
庁舎管理 植採管理 清掃 機密文書処理	調達目標は100%とする。 庁舎管理又は清掃において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、その調達目標は100%とする。

害虫防除	
輸配送 旅客輸送 蛍光灯機能提供業務 庁舎等において営業を行 う小売業務 クリーニング 飲料自動販売機設置	調達目標は100%とする。

II. 特定調達物品等以外の平成23年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

1. 腕章、帽子を調達する場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル、未利用繊維及び反毛繊維の合計重量が製品全体重量比で50%以上の製品を100%調達する。
2. ラベルライター用テープカートリッジを調達する場合は、再生プラスチックが製品のプラスチック重量の50%以上使用されているものを100%調達する。
3. 上記のほか環境物品の選択に当たっては、適切な品目についてはエコマークの認定を受けている製品またはこれと同等のものを調達するよう努める。

III. その他環境物品等の調達の推進に関する事項

1. 基金内にグリーン調達のための連絡会議を引き続き設ける。(別紙)
2. 本調達方針は基金全体を対象とする。ただし、諸外国に設置されている事務所における調達に関しては、多くの国・地域において、グリーン購入法が規定する基準に適合した環境物品等が存在しない等、そもそも右物品等の調達が不可能ないし極めて困難な状況にあるため対象外とする。なお、任国の実情に応じて可能な限り環境負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。
3. 調達の実績は、各品目ごとに取りまとめ、公表する。
4. 物品等の調達に当たっては、調達量ができる限り少なくなるように努める。

5. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
6. 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、基本方針に定める判断の基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
7. 全ての木質及び紙（間伐材、古紙を除く。）が、原料となる物品等の調達に当たり、合法性及び持続可能性の証明の確認を行う場合には、林野庁作成のガイドライン（平成18年2月作成）に準拠して行うよう努める。
8. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として本調達方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。
9. 事業者の選定に当たっては、ISO14001若しくはエコアクション21（環境活動評価プログラム）等により環境管理を行っている者又は環境報告書を作成している者を優先して考慮するように努める。
10. 本調達方針に基づく調達担当窓口は、経理部会計課とする。

独立行政法人国際交流基金グリーン調達推進体制概要図

